二　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数
イ　前号イに掲げる額
ロ　当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合を乗じて得た額の総額

2　前項第一号ロ及び第二号ロの調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額に当該市町村に係る算定政令第十一条の二第一項第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

3　第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合（第二十九条の二第九項において「子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料に限る。以下この項、第二十九条の二第九項及び第三十三条の二第七項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

（算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の九　（略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条　法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条　（略）

2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額
ニ～ト　（略）
チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額
ニ　（略）

3～15　（略）

（算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の二　（略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条　法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新設）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条　（略）

2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額
ニ～ト　（略）
チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額
ニ　（略）

3～15　（略）